

湯沢市総合体育館等スポーツ施設
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和 7 年 9 月



湯沢市総合体育館等スポーツ施設等指定管理者募集要項

… 目 次 …

ページ

1	施設の概要	1
2	指定期間	3
3	指定管理者が行う指定管理の基準及び業務の範囲	3
4	利用料金に関する事項	4
5	指定管理料	4
6	法令の遵守	5
7	指定管理業務の継続が困難となった場合	5
8	市の施策との関係	5
9	申請の受付等	5
10	指定管理者の申請資格	6
11	申請に必要な書類	7
12	指定管理者の選定	8
13	指定管理者の指定及び協定の締結	9
14	申請及び選定等のスケジュール	9
15	申請に際しての留意事項	9
16	指定管理業務の実施及び履行責任等について	10
17	指定の取消し等	11
18	問い合わせ先	12

湯沢市総合体育館等スポーツ施設指定管理者募集要項

i 湯沢市総合体育館、ii 湯沢市健康ドーム、iii 湯沢市B&G海洋センター、iv 湯沢市ヘルシーパーク、v 湯沢市河川敷運動広場松ノ木グラウンド（以下、「スポーツ施設」という）の指定管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、湯沢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年3月22日条例第64号）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の概要

施設概要は以下のとおり。詳細は、別紙1 湯沢市総合体育館等スポーツ施設指定管理業務要求水準書（以下、要求水準書という。）を参照してください。なお、湯沢市総合体育館は、湯沢市地域防災計画において「指定避難場所」に位置づけられています。

施設No.1 湯沢市総合体育館

(1) 所在地 湯沢市字沖鶴140

(2) 施設規模

建築年度：平成3年度、平成4年度

敷地面積：5,692㎡

延床面積：4,923㎡

建物構造 鉄筋コンクリート造3階建

(3) 施設の内容

◇体育館（35m×50m、高さ15m：バスケットボール2面、バレーボール2面、ハンドボール1面、バドミントン8面、テニス2面、柔道6面、剣道6面、卓球12面等）

アリーナ面積1,800㎡

◇ジョギングコース（約180m）

◇更衣室（男子・女子ともコインロッカー20人分）

◇研修室（20人定員）2

◇観覧席（2階固定席412席、1階移動席640席、車椅子10席）

◇シャワー室：男子4、女子4

◇トイレ：男子（大6・小12）、女子（20）、多目的（2）

◇幼児室、控室、器具庫、役員室 等

(4) 設置目的

湯沢市総合体育館は、体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的に設置しています。

施設No.2 健康ドーム

(1) 所在地 湯沢市字沖鶴168

(2) 施設規模

建築年度：平成3年度

敷地面積：3,292㎡

延床面積：792.45㎡

建物構造 骨組み特殊被膜上屋構造

(3) 施設の内容

◇グリーンサンド土間広場（30m×25m）

◇休憩室：23.9㎡

◇トイレ：男子（大1・小3）、女子（2）

◇駐車場：普通車20台

(4) 設置目的

湯沢市健康ドームは、スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に資することを目的に設置しています。

施設№3 湯沢市B＆G海洋センター

(1) 所在地 湯沢市字沖鶴171

(2) 施設規模

建築年度：平成3年度、平成4年度

敷地面積：4,892㎡

建物面積：1,150.9㎡

建物構造 骨組み特殊被膜上屋構造

(3) 施設の内容

◇屋根付きプール棟（テント脱着式）

◇プール（25m×6コース）875.06㎡

◇幼児用プール（変形11m×8m）275.84㎡

◇更衣室（男子・女子ともコインロッカー70人分）

◇シャワー室：男子3、女子3

◇トイレ：男子（大1・小3）、女子（2）

◇事務室等

◇駐車場：普通車80台

(4) 設置目的

湯沢市B＆G海洋センターは、海洋性スポーツをとおして、市民の健康増進並びに青少年の心身の練磨及び健全育成を推進することを目的に設置しています。

施設№4 湯沢市ヘルシーパーク

(1) 所在地 湯沢市字沖鶴110

(2) 施設規模

建築年度：平成6年度

敷地面積：4,955㎡

(3) 施設の内容

◇パークゴルフ場

建物構造（クラブハウス）：木造平屋建 172.08㎡

コース：1コース18ホール

トイレ：男子（大1・小2）、女子（1）、多目的（1）

スロープ、事務室、倉庫

◇多目的広場（海洋センター北側）

敷地面積：6,882㎡

◇芝生広場

敷地面積：2,830㎡

複合遊具（1）、遊具（7）

◇壁打ちテニスコート

敷地面積：813㎡ 半面コート 2

◇ストリートバスケットコート

敷地面積：187㎡ 半面コート 1

◇エントランス広場（総合体育館南側）

敷地面積：2,380㎡

ステージ、掲揚塔

◇駐車場（文化交流センター北側、文化会館北側）

敷地面積：5,130㎡

普通車 225台

(4) 設置目的

湯沢市ヘルシーパークは、市民の健康づくり及びスポーツの普及振興並びに市民の福祉の増進を図ることを地域の文化及び歴史の伝承を目的に設置しています。

施設№5 湯沢市河川敷運動広場松ノ木グラウンド

(1) 所在地 湯沢市山田字下新山沖地内(雄物川中川原橋上流左岸)

(2) 施設規模

敷地面積：42,821.24㎡

(3) 施設の内容

◇野球場 2面

◇自由運動広場 1面

◇水辺の楽校（じゃぶじゃぶ池、せせらぎ水路、遊歩道）

◇駐車場

(4) 設置目的

湯沢市河川敷運動広場松ノ木グラウンドは、市民のスポーツの普及振興及び心身の健全な発達に資することを目的に設置しています。

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。ただし、指定管理者が湯沢市（以下、「市」という。）の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による管理が継続できないときには、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

ア 休館日及び開館時間等

(ア) 休館日及び開館時間は、別添「湯沢市総合体育館等スポーツ施設業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によります。

(イ) 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日及び開館時間等を変更することができます。また、臨時に休館することができます。

イ 使用の制限に関する事項

関係条例に定める使用制限に該当する場合には、スポーツ施設の使用を拒むことができます。

(2) 指定管理者の業務の範囲及び具体的内容

指定管理者が行う指定管理業務は次のとおりとし、詳細は仕様書のとおりとします。

ア スポーツ施設及び付属設備器具（以下、「施設等」という。）の使用許可に関する業務

なお、災害時には避難場所になることがあり、この場合、施設等の全部又は一部の停止を命じ、使用の許可を取り消さなければならない。

イ 施設等の利用に関する料金（以下、「利用料金」という。）に関する業務

ウ 施設等の維持管理運営及び修繕に関する業務

エ 施設の清掃及び警備に関する業務

オ 広報活動に関する業務

カ 施設の設置目的を達成するための指定事業

キ 前各号に掲げるもののほか、スポーツ施設の設置目的を達成するために必要な業務

(3) 自主事業の実施について

指定管理者が自ら企画・実施する事業で市からの指定管理料に含まれない業務（以下、「自主事業」という。）については、設置目的に沿った範囲内で市の承認を受けて行うことができます。

自主事業の収入は、指定管理者の収入とします。自主事業に係る経費は全て指定管理者の負担とし、市が支払う指定管理料とは別に経理してください。

自主事業の際の施設利用料金は、指定管理者の負担とします。

維持管理運営費と指定事業費の合計から、利用料金等の収入見込額を差し引いた金額を指定管理料の上限額として別表4のとおり示します。

6 法令の遵守

スポーツ施設の指定管理にあたっては、条例、規則のほか関係法令を遵守してください。詳細は、仕様書のとおりとします。

7 指定管理業務の継続が困難となった場合

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合において、市に生じた損害については、指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく指定管理業務が遂行できるよう引き継ぐ責務を負うものとします。
- (2) 市及び指定管理者の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合においては、双方協議の上、決定することとします。なお、指定管理業務の引継ぎにおいては、(1)のとおりとします。

8 市の施策との関係

市は、市内産業の育成・振興を重要な施策と位置づけています。したがって、スポーツ施設の管理運営を行うに際し、人材の登用や物品の購入、業務の一部を第三者に委託若しくは請け負わせる場合は可能な限り、湯沢市内に本店又は主たる事務所を有している事業者・団体を対象とし、必要に応じ湯沢市内に支店、営業所等を有している事業者・団体を対象としてください。

9 申請の受付等

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間：令和7年9月22日（月）から令和7年10月14日（火）まで

※ただし、湯沢市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所：湯沢市教育委員会事務局教育部生涯学習課スポーツ振興班（市役所本庁舎3階）
（湯沢市佐竹町1番1号）

湯沢市ホームページからもダウンロードできます。

※郵送又はメールによる配布は行いません。

ウ 質問等： 令和7年9月22日（月）から令和7年10月3日（金）までに質問書（様式

員会事務局教育部生涯学習課スポーツ振興班（湯沢市佐竹町 1 番 1 号）へ郵送、FAX、メールで提出してください。

②説明会への参加者数は、1 団体につき 2 名までとします。

③説明会には、募集要項・様式等を持参してください。

(3) 申請の受付

ア 受付期間：令和 7 年 9 月 22 日（月）から令和 7 年 10 月 14 日（火）まで

※ただし、湯沢市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 場所：湯沢市教育委員会事務局教育部生涯学習課スポーツ振興班（湯沢市佐竹町 1 番 1 号）に持参してください。

10 指定管理者の申請資格

(1) 申請ができる団体

指定管理者の申請を行うことができるものは、下記のアからウのすべての要件を満たす法人その他団体（以下「団体」という。）とします。申請時点において、団体として未設立である場合は申請できません。なお、団体に法人格は必要ありませんが、個人では申請できません。

ア 申請時点で、湯沢市内に事業所又は事務所（本店、支店、営業所等）を置いている、又は置こうとする団体であること（置こうとする団体の場合は、基本協定締結時までに湯沢市内に事業所又は事務所（本店、支店、営業所等）を有すること）。

複数の団体等（以下「共同事業体」という。）が共同して申請する場合は、構成する団体のうち 1 社は湯沢市内に事業所又は事務所（本店、支店、営業所等）を置いている、又は置こうとする団体であること（置こうとする団体の場合は、基本協定締結時までに湯沢市内に事業所又は事務所（本店、支店、営業所等）を有すること）。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

ウ 団体又はその代表者が以下のいずれかに該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない

- ⑨ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑩ 「湯沢市公の施設の指定管理者候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の構成員が経営又は運営に直接関与している団体

(2) 共同事業体による申請

- ア 共同事業体で申請する場合は、構成団体の全てが前号ア～ウに掲げる要件をすべて満たしている必要があります。
- イ 申請時に「共同事業体の結成に関する届出書」を提出してください。また、基本協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた共同事業体の協定書を締結し、当該協定書の写しを提出してください。
- ウ 「11 申請に必要な書類」に記載のある書類のうち、「①指定管理者指定申請書」、「③公の施設の管理の業務に関する事業計画書」、「④公の施設の管理の業務に関する収支計画書」「⑨共同事業体の結成に関する届出書」以外の書類については、構成団体ごとに提出してください。
- エ 共同事業体の構成団体は、スポーツ施設の指定管理者に申請する他の共同事業体の構成団体となることはできません。また、単独で申請を行うこともできません。
- オ 共同事業体が指定管理者に指定された後に、構成団体の脱退、変更等により指定管理業務を継続できなくなった場合は、当該共同事業体全体の指定管理者の指定を取り消す場合があります。

11 申請に必要な書類

- (1) 次の書類を申請時に提出してください。提出部数は、各正本1部、副本9部の計10部です。

※正本には、代表者等の印・各種証明書等の原本を添付し、副本には、その写しを添付してください。

番号	項 目	提 出 書 類	様 式 等
①	指定申請書	所定の様式	様式第3号
②	団体の概要等	所定の様式	様式第4号 様式第4号-2
③	事業計画書	所定の様式	様式第5号 様式第5号-2 様式第5号-3
④	収支計画書	所定の様式	様式第6号
⑤	定款又は寄附行為	最新のもの（写し可）	法人以外の団体にあつては会則等
⑥	法人登記簿謄本	最新のもの（写し可）	
⑦	決算書等		

※「納税証明書」については、湯沢市税務課から証明書（滞納がないことの証明）の発行を受けてください。団体が湯沢市以外に所在する場合は、所在市町村のより課税されている全ての市税等（国税・県税を含む）について証明書（滞納がないことの証明）の発行を受けてください。

※このほか、審査・選考にあたり資料の提出を求める場合があります。

(2) 提出書類の体裁

提出書類は、以下の要領で1部ずつファイル（紙製）に綴ってください。

ア 上記(1)の番号順に綴り、項目毎に見出しをつけてください。また、ページ番号もつけてください。

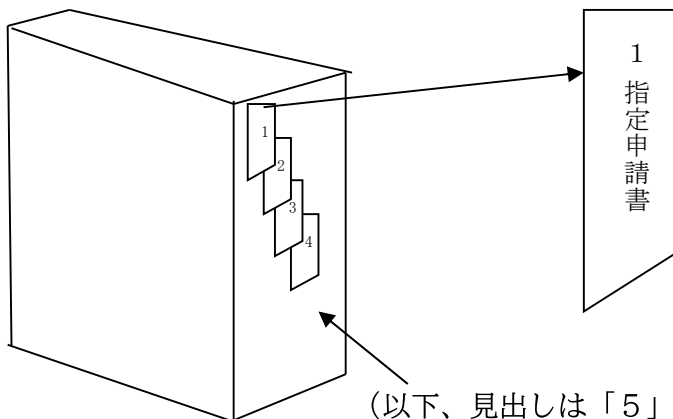
イ 書類はA4サイズ（縦）とし、左綴じとしてください。

ウ 各様式の文字数、行数、文字間隔等は、任意に変更して構いません。また、枠の拡大・縮小も可とします。ただし、記載すべき事項が欠けないようにしてください。

エ 提出書類の枚数に制限はありません。

（イメージ）

（見出し例）



（以下、見出しは「5」「6」「7」「8」「9」となる）

12 指定管理候補者の選定

(1) 選定の基準

ア 事業計画の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること

イ 事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 事業計画の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

します。

なお、全ての申請者の評価点が、別紙1に記載した配点の総合点の満点に対して30%を下回る場合は、いずれの申請者も指定管理者の候補者として選定しない場合があります。

(3) 選定結果の通知

選定の結果は、各申請者に対し通知するほか、公表することとします。

13 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

ア 指定管理者の候補者に選定された団体は、湯沢市議会令和7年12月定例会（予定）の議決を経て、正式に指定管理者に指定されます。

イ 指定管理者に指定された団体には、速やかに書面により通知します。

(2) 協定の締結

上記指定後、市と指定管理者は、スポーツ施設の指定管理に関する細目的事項を協議し、指定期間全体に及ぶ事項を定めた「基本協定」及び単年度の取り決め事項を定めた「年度協定」を締結することとします。

(3) 協定締結の解除等

指定管理者が管理の開始日までに次にあげる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取消し、協定の締結をしない又は協定を解除することがあります。

ア 財務状況の悪化その他の事由により事業の履行が確実でないと認められるとき。

イ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として不適当と認められるとき。

14 申請及び選定等のスケジュール

(1) 募集要項等の配布：令和7年9月22日（月）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 質問事項の受付：令和7年9月22日（月）から令和7年10月3日（金）まで

(3) 募集説明会の開催：令和7年9月26日（金） 午前10時から

(4) 応募受付：令和

ては税務署、県税については県税事務所にお問い合わせください。

- (4) 申請及びヒアリングに要する費用は、全て申請者の負担とします。
- (5) 提出期限後の申請書類の再提出及び差し替えによる提出書類の内容変更は、原則認めません。
- (6) 提出書類一覧にある書類のほかは、市から追加提出の指示があったもの以外の提出は認めません。
- (7) 提出書類は、どのような場合でも返却しません。
- (8) 提出書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません（ただし、サへの対応を除く）。
提出された申請書類に虚偽の記載があった場合には失格とし、又は指定を取り消す場合があります。
- (9) 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、市が指定管理者を選定及び指定するにあたり必要な場合は、その全部又は一部を申請者の許可なく無償で複製・使用する場合がありますので御了承ください。
- (10) 申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください（様式任意）
- (11) 選定結果として、指定管理候補者の候補者名、評価点、選定理由、審査講評を公表します。また、候補者の提出書類、選定委員会の会議の概要については、湯沢市情報公開条例（平成28年条例第25号）に定める非公開情報を除き公開します。
- (12) 申請者及びその関係者は、指定管理者の募集開始時から候補者が選定されるまでの間においては、選定委員会の構成員との接触は禁止します。
- (13) 施設の実地見学を希望する場合は、事前に市に連絡をした上で、職員立ち合いのもと、見学してください。

①連絡先：湯沢市教育委員会事務局教育部生涯学習課スポーツ振興班

②見学可能期間：令和7年9月22日（月）から令和7年9月29日（月）の午前9時から午後4時まで

16 指定管理業務の実施及び履行責任等について

指定管理者は、本要項及び仕様書（要求水準書）に定める業務の実施のほか、条例及び規則に従い、次の事項について留意してください。詳細は協定において定めます。

(1) 事業報告書の作成及び提出等

指定管理者は、年次報告書については、毎年度終了後30日以内に、月例報告書については翌月の10日までに仕様書（要求水準書）に掲げる事項を記載した報告書を作成し、市に提出するものとします。

市は、指定管理者に対して、その管理運営業務及び経理の状況に関して、定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実施調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

なお、年度の

エ 各業務のセルフモニタリング（各業務遂行の記録作成等）

(3) 個人情報の取扱い

指定管理者及び施設の業務に従事している者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは固く禁じます。指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等により職務を退いた後も同様とします。

(4) 損害賠償の義務

やむを得ない理由があるときを除き、指定管理者が故意又は過失により施設又は設備を損壊、滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

(5) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

(6) 保険の加入

指定管理者は、その管理業務の実施にあたり、自らの責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、自らのリスクに対して適切な保険に加入するものとします。市が現在加入している保険の賠償額は以下のとおりですので参考にしてください。

ア 賠償責任保険

市が所有、使用、管理する施設の瑕疵や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害をてん補する保険

身体賠償	1人につき	2億円
	1事故につき	20億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円

イ 補償保険

「市主催の行事に参加中」又は「市から依頼を受けた住民に対する市民団体又は市の管理下でのボランティア活動中」、急激かつ偶然な外来の事故により被災した住民に対して、市の法律上の賠償責任の有無にかかわらず、市が支払う補償金（見舞金）をてん補する保険

死亡・後遺障害保険金	死亡	500万円
	後遺障害	500万円
入院補償保険金	入院日数に応じ	1万円～15万円
通院補償保険金	通院日数に応じ	5千円～6万円

(7) 原状回復義務

指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等により、施設を管理しないこととなった場合は、施設及び設備を速やかに現状に回復していただきます。

(8) 市監査委員の監査への協力

業務について地方自治法第199条第4項に基づき、市の監査委員等による監査が行われることがあります。この場合、指定管理者は監査へ協力してください。

17 指定の取消し等

指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命ずることがあります。指定の取消し等の場合において指定管理者に生じた損害については、市は責任を負いません。

ア 条例、規則の規定に違反したとき。

- イ 協定の内容に違反したとき
- ウ 市の指示に従わないとき
- エ 当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

18 問い合わせ先

住所 : 秋田県湯沢市佐竹町 1 番 1 号
担当部署 : 湯沢市教育委員会事務局教育部生涯学習課スポーツ振興班
電話 : 0183-55-8286
FAX : 0183-72-8515
E-mail : k-sports@city.yuzawa.lg.jp

別紙 選定基準表

【事業評価】

評価項目		評価の視点		配点
選定基準 1 事業計画の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること				60点
1	経営理念・経営方針	①	団体の経営理念・経営方針は、公の施設の管理運営を行うにふさわしいか。	10点
		②	湯沢市の施策やスポーツ施設の設置目的等をよく理解し、それに寄与するものであるか。	10点
2	施設の平等利用の確保、利用の促進、ニーズの把握に向けた取組	①	子どもや高齢者、障がい者などすべての市民が気軽に利用できる事業内容となっているか。	10点
		②	利用者だけでなく、利用しない（これまで利用したことのない）市民に対しても、施設の認知度を高め、必要な施設として理解してもらい、新規利用を促そうとしているか。	10点
		③	施設に対する利用者や地域のニーズ（意見・要望）を積極的に把握し、把握したニーズや苦情対応をその後のよりよい管理運営へ反映させようとしているか。	10点
		④	各種サービス向上、リピーターの確保に向けた効果的な提案があるか。	10点
選定基準 2 事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること				140点
3	事業計画の具体性・実現性	①	指定事業の内容が、業務仕様書で要求する基準と比較し、優れた提案となっているか。	20点
		②	利用増への取り組み内容は、効果を期待できる内容となっているか。	10点
4	自主事業の提案内容	①	自主事業の提案は本市が意図した企画となっているか	20点
5	情報発信・広報	①	施設の利用促進及び広報宣伝、効果的な情報発信について具体的に提案されているか。	10点
		②	事業の告知に留まらず施設の運営及び活動について、市民の関心と理解を深めるために効果的な情報発信の工夫がみられるか。	10点
6	施設の管理運営	①	全体的に施設の整備、機能を活用し、稼働率の向上に寄与できる提案となっているか。	10点
		②	地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか。	10点
		③	施設・設備等の保守点検や維持管理に係る業務は、業務仕様書で示す内容と比較し、優れた提案となっているか。	10点
		④	施設の維持管理、環境保全、保安警備、冬季の除雪や駐車場の管理など施設管理、安全管理は適切か。	10点
		⑤	危機管理マニュアルの作成、利用者及び近隣住民の安全確保、災害や事件・事故発生時の対応、水質管理の方法や食中毒等の予防、感染症対策、事故防止の方策は効果的で適切なものか。	10点
		⑥	緊急時に対応できる職員の研修や訓練等の実施、組織体制は整っているか。	10点
		⑦	危機管理体制及び防災に関する研修・訓練計画は適切か。	10点
選定基準 3 事業計画の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること				80点
7	予算の適正な執行及び経費削減の取組	①	提示された指定管理料の範囲内において、施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれているか。	10点
		②	管理費削減の取組が具体的に提案されており、実現可能と見込めるか。	10点

8	公の施設の管理運営実績、団体の財務状況	①	指定管理者、管理委託などにより、公の施設（類似する施設が望ましい）を管理運営した実績があるか。	10点
		②	団体の経営状況が健全であり、管理運営の安定性を確保し、提案内容と整合しているか。	10点
9	事務の適正な執行、関係法令の遵守、個人情報保護の管理体制、ハラスメント防止への取組	①	事務及び会計の適正かつ効果的な執行が行われる体制が確保されているか。	10点
		②	個人情報保護の取組や関係法令の遵守などのための研修等が行われているか。	10点
		③	自己評価の体制及び基準は確立されているか。	10点
		④	各種ハラスメント防止の取組が適切に行われているか。	10点
選定基準4 事業計画の内容が、公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること				30点
10	組織体制、人材育成、雇用・労働条件等	①	業務仕様書や提案内容の実現に適した運営体制が見込まれ、必要な職能を持つ専門性の高い人材が確保されているか。	10点
		②	職員の指導育成・研修体制等により能力の確保が図られているか。	10点
		③	労働関係法令等に抵触することのない雇用・労働条件であり、かつ職員の安全確保対策はとられているか。	10点
選定基準5 その他の事項				70点
11	類似施設の運営実績	①	類似施設を良好に運営した実績があるか。	10点
12	地域振興	①	地元人材の雇用や障害者等の雇用への取り組みに十分な配慮がなされているか。	10点
		②	地域と連携した事業の実施や、地域活動への参加等による地域貢献の取り組みが提案されているか。	10点
		③	男女がともに働きやすい職場環境づくりや女性の登用などワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいるか。	10点
		④	再委託や物品調達など市内事業者の積極的な活用に配慮がされているか	10点
13	環境保護の取組	①	環境保護（ゴミ減量化、リサイクル、省エネ等）への取組が図られているか。	10点
14	その他の提案	①	新たなサービス展開に向けた提案や地元企業活用など地域活性化につながる提案等があるか。	10点
合 計				380点

評価	評価内容	採点基準
A	施設の設置目的及び管理運営の条件（以下「条件等」という）を理解し、具体的かつ発展的な計画である。	配点×1.00
B	条件等を理解し、具体的な計画である。	配点×0.75
C	具体的な計画であるが、条件等の理解や内容が一部不足している。	配点×0.50
D	計画が抽象的である。記載すべき内容が不足している。	配点×0.25
E	条件等を理解していない。記載すべき内容と異なる。	配点×0.00

【価格評価】

評価項目		評価の視点		配点
選定基準 6 価格評価				20 点
15	提案価格	①	〈価格評価点の算出〉 市が示す指定管理料提示額を上限額とし、原則その80%を「履行確保の確認を要する額」として設定して、価格評価点の最高点とする。履行確保の確認を要する額以下の提案価格については、その提案価格の現実性を確認した上で有効とし、評価点は一律とする。 ○価格点数＝履行確保の確認を要する額÷提案価格×20 (小数第3位を四捨五入) (例) 市提示額が1000万円、提案額が900万円の場合 価格評価点＝(1000万円×80%)÷900万円×20点 ＝ 17.78点	20 点
合 計				20点
事業評価 + 価格評価				400 点

別表 1

条例で定める利用料の上限

施設No. 1 湯沢市総合体育館

区分				利用料の上限	照明使用加算額	備考
アリーナ	貸切使用	全面	アマチュアスポーツ又は非営利活動に使用する場合	1時間につき 1,030円	1時間につき 1,030円	貸切以外の使用の場合、照明使用加算額は利用料に含む。
			アマチュアスポーツ以外又は営利活動に使用する場合	1時間につき 10,470円		
		半面	アマチュアスポーツ又は非営利活動に使用する場合	1時間につき 520円	1時間につき 520円	
			アマチュアスポーツ以外又は営利活動に使用する場合	1時間につき 5,230円		
		1/4面	アマチュアスポーツ又は非営利活動に使用する場合	1時間につき 250円	1時間につき 250円	
			アマチュアスポーツ以外又は営利活動に使用する場合	1時間につき 2,610円		
		貸切以外の使用	一般	1人1回につき 200円		
			小中学生	1人1回につき 100円		
	幼児		無料			
	移動観覧席	アマチュアスポーツ又は非営利活動に使用する場合		1台1回につき 520円		
	アマチュアスポーツ以外又は営利活動に使用する場合		1台1回につき 1,030円			
移動ステ	アマチュアスポーツ又は非営利活動に使用する場合		1台1回につき 100円			

一 電 光 掲 示 装 置	アマチュアスポーツ以外又は営 利活動に使用する場合	1 台 1 回につき 200 円		
研 修 室	アマチュアスポーツ又は非営利 活動に使用する場合	1 台 1 回につき 1,030 円		
	アマチュアスポーツ以外又は営 利活動に使用する場合	1 台 1 回につき 2,080 円		
控 室 A・B	アマチュアスポーツ又は非営利 活動に使用する場合	1 室 1 時間につき 200 円		
役 員 室 幼 児 室 放 送 室	アマチュアスポーツ以外又は営 利活動に使用する場合	1 室 1 時間につき 410 円		
	アマチュアスポーツ又は非営利 活動に使用する場合	1 室 1 時間につき 100 円		
	アマチュアスポーツ以外又は営 利活動に使用する場合	1 室 1 時間につき 200 円		
温水シャワー		1 人 1 回につき 100 円		
可搬式遠赤外線放射暖房機（アリー ナ）		1 台 1 時間につき 200 円		
温水パネルヒーター（観覧席）		1 式 1 時間につき 520 円		
冷房機・暖房機		1 台 1 時間につき 100 円		
物品販売等の部分占有		1 m ² 1 時間につき 100 円		

備考 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、当該端数を 1 時間として計算する。

施設No. 2 健康ドーム

区分		利用料の上限	照明使用加算額	暖房使用加算額	備考
貸切 使用	アマチュアスポーツ又は非営利活動に使用する場合	1時間につき 200 円	1時間につき 200 円	1 台 1 時間につき 100 円	貸切以外の使用の場合、照明使用加算額は利用料に含む。
	アマチュアスポーツ以外又は営利活動に使用する場合	1時間につき 1,030 円			
貸切 以外 の 使用	一般	1 人 1 回につき 100 円			
	小中学生	1 人 1 回につき 50 円			
	幼児	無料			

備考 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、当該端数を 1 時間として計算する。

施設No. 3 湯沢市 B & G 海洋センター

区分	利用料の上限		
	午前 10 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 4 時まで	午後 6 時から 午後 8 時 30 分まで
一般	200 円	200 円	250 円
小中学生	100 円	100 円	150 円
幼児	無料		

施設No. 4 ヘルシーパーク

区分				利用料の上限	備考
パーク ゴルフ 場	個人 使用	一般	昼間	半日につき 200 円	1 専用クラブ及びボールは、無料貸出し。 2 半日とは、午前 9 時から正午まで、又は正午から午後 5 時までをいう。
		小中学生	昼間	半日につき 100 円	
		幼児		無料	

	占用	非興行	1 時間につき 3,130 円	
		興行	1 時間につき 6,280 円	
壁 打 ち	個人使用		無料	
テ ニ ス コ ー ト	占用	非興行	1 時間につき 1,030 円	
		興行	1 時間につき 2,080 円	
	部分 占用	興行	1 m ² 1 時間につき 100 円	
ス ト リ ー ト バ ス ケ ッ ト コ ー ト	占用	非興行	1 時間につき 1,030 円	
		興行	1 時間につき 2,080 円	
	部分 占用	興行	1 m ² 1 時間につき 100 円	
芝 生 広 場	占用	非興行	1 時間につき 1,030 円	
		興行	1 時間につき 2,080 円	
	部分 占用	興行	1 m ² 1 時間につき 100 円	
多 目 的 広 場	占用	非興行	1 時間につき 1,030 円	
		興行	1 時間につき 2,080 円	
	部分 占用	興行	1 m ² 1 時間につき 100 円	
エ ン ト ラ ン ス	占用	非興行	1 時間につき 1,030 円	

広場		興行	1 時間につき 2,080 円	
	部分 占用	興行	1 m ² 1 時間につき 100 円	
駐車場	駐車場以外として 使用		1 m ² 1 時間につき 100 円	

備考 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、当該端数を 1 時間として計算する。

施設No.5 河川敷運動広場松ノ木グラウンド

区分		利用料の上限
松ノ木グラウンド	野球場	1 時間につき 100 円
	自由広場	1 時間につき 100 円
物品販売等の部分占有	附属土地を使用する場合	1 m ² 1 時間につき 100 円
	立ち売りをする場合	1 人 1 時間につき 100 円

備考 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、当該端数を 1 時間として計算する。

別表 2

施設利用状況

○利用人数

〔単位：人〕

施 設 名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
湯沢市総合体育館	30,337	38,090	40,594
健康ドーム	6,598	8,421	7,490
湯沢 B&G 海洋センター	3,559	3,592	3,587
ヘルシーパーク	6,783	7,280	6,771
河川敷運動広場松ノ木グラウンド	4,931	3,963	4,651
計	52,205	61,346	63,093

○使用料金

〔単位：円〕

施 設 名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
湯沢市総合体育館	1,561,895	1,917,170	2,047,610
健康ドーム	310,900	304,650	301,800
湯沢 B&G 海洋センター	363,000	402,650	396,900
ヘルシーパーク	998,620	841,570	841,570
河川敷運動広場松ノ木グラウンド	24,150	28,900	17,400
計	3,258,565	3,494,940	3,605,280

別表 3

主な維持管理費の状況

現状における維持管理費の状況です。維持管理の手法の違いにより変動することをご承知おきください。※全施設を合算した数値です。

◎光熱水費、燃料費等の集計

区分（年）、単位（円）※円未満切り捨て

項目	令和4年度	5年度	6年度	平均	備考
光熱水費	8,026,813	6,449,506	6,626,143	7,034,154	
燃料費	779,919	836,215	847,054	821,062	
計	8,806,732	7,285,721	7,473,197	7,855,216	

◎各種保守点検委託等（令和6年度実績額）

区分（年）、単位（円）※円未満切り捨て

項目	金額	備考
保守点検業務委託	12,858,950	

◎その他経費

区分（年）、単位（円）※円未満切り捨て

項目	令和4年度	5年度	6年度	平均	備考
旅費	0	0	0	0	
消耗品	1,002,806	1,213,952	1,001,012	1,072,590	
食糧費	0	0	0	0	
印刷製本費	66,000	32,990	0	32,996	
修繕料	1,677,588	1,555,955	1,389,522	1,541,021	
通信運搬費	233,910	295,826	272,698	267,478	
手数料	73,220	46,959	52,567	57,582	
保険料等	0	50,140	0	16,713	※車両自賠責等
使用料及び賃借料	1,067,837	2,094,266	1,872,700	1,678,267	
原材料費	75,847	142,397	138,052	118,765	
負担金	10,000	0	0	3,333	
公課費	7,733	2,582	0	3,438	
計	4,214,941	5,819,627	4,726,551	4,920,370	

別表 4

指定管理料上限額算定にあたり参考とした内訳
支出

項目		金額（円）	積算根拠
人件費...①		21,892,504	※別表 4 - 1 「職員配置」による
	賃金	19,723,146	
	社会保険料	2,169,358	
維持管理費	需用費	10,455,587	
	消耗品	1,072,590	3 か年平均（R4～R6）
	燃料費	850,000	R6 実績
	食糧費	0	
	印刷製本費	32,997	3 か年平均（R4～R6）
	光熱水費	7,000,000	3 か年平均（R4～R6）
	修繕料	1,500,000	30 万円/施設 × 5 施設
	役務費	341,773	
	通信運搬費	267,478	3 か年平均（R4～R6）
	手数料	57,582	3 か年平均（R4～R6）
	保険料等	16,713	3 か年平均（R4～R6）
	委託料	16,081,282	見積（別表 4 - 2 委託料内訳（14,619,348 円 × 1.1））
	使用料及び賃借料	1,872,700	R6 実績
	原材料費	118,765	3 か年平均（R4～R6）
	負担金	0	R6 実績
	公課費	3,438	3 か年平均（R4～R6）
	小計②（税込）	28,873,546	
事業費	報償費	600,000	
	需用費	110,000	
	消耗品費	100,000	
	印刷製本費	10,000	
	役務費	54,000	
	保険料	50,000	
	手数料	4,000	
	小計③（税込）	764,000	※別表 4 - 3 事業費内訳
支出合計④		51,530,049	① + ② + ③

収入

項目		金額（円）	積算根拠
利用料 収入等	利用料金	3,605,280	3 か年平均（R4～R6）
	教室参加料	330,133	3 か年平均（R4～R6）
	自動販売機電気料	96,734	3 か年平均（R4～R6）
	小計⑤	4,032,147	
指定管理料参考額（税込み）⑥		47,498,000	④ - ⑤（千円未満切り上げ）

別表 4-1 職員配置

指定管理料上限額の算定にあたり、現状の職員配置をもとに積算。

(1) 年間の職員配置予定

○…常勤職員 ●…季節雇用 △・▲…R3委託

No.	施 設	職 種	勤務時間	雇用期間											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	総合体育館	管理人 (施設長)	午前8時30分 ～ 午後5時15分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	〃	管理人	午前8時30分 ～ 午後5時15分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	〃	管理人	午前8時30分 ～ 午後5時15分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	B&G海洋センター	管理人 (事務担当)	午前8時30分 ～ 午後5時15分			●	●	●	●	●					
5	〃	管理人 (事務兼監視担当)	勤務割による			●	●	●	●						
6	〃	管理人 (監視担当)	勤務割による			●	●	●	●						
7	〃	管理人 (監視担当)	勤務割による			●	●	●	●						
8	〃	管理人 (監視担当)	勤務割による			●	●	●	●						
9	〃	管理人 (監視担当)	勤務割による				●	●	●						
10	総合体育館他	管理人 (屋外施設管理担 当)	午前8時30分 ～ 午後5時15分	●	●	●	●	●	●	●	●				
11	〃	管理人 (屋外施設管理担 当)	午前8時30分 ～ 午後5時15分	●	●	●	●	●	●	●	●				
12	〃	管理人 (屋外施設管理担 当)	午前8時30分 ～ 午後5時15分	●	●	●	●	●	●	●	●				
13	総合体育館	管理人 [休日]	午前8時30分 ～ 午後5時15分	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
14	〃	管理人 [休日]	午前8時30分 ～ 午後5時15分	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
15	〃	管理人 [夜間]	午後5時15分 ～ 午後9時15分	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
16	〃	管理人 [夜間]	午後5時15分 ～ 午後9時15分	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
17	ヘルシーパーク	管理人 [日中]	午前8時30分 ～ 午後5時15分		▲	▲	▲	▲	▲	▲					

※総合体育館従事者が健康ドーム、河川敷運動広場松ノ木グラウンドの受付業務を兼ねて行う。

※△の配置について、令和3年度は「休日・夜間管理業務」として湯沢市シルバー人材センターに委託している。よって指定管理料の参考額の中では委託料で積算されている。指定管理料算定の際は、必ず委託費に積算するということではなく、管理人を雇用し、人件費として積算することも可とする。

※▲の配置について、令和3年度は「管理業務」として湯沢市シルバー人材センターに委託している。よって指定管理料の参考額の中では委託料で積算されている。指定管理料算定の際は、必ず委託費に積算するということではなく、管理人を雇用し、人件費として積算することも可とする。

(2) 1日あたりの配置予定 (B&G海洋センター繁忙期 (7月～8月))

No.	施設	職種	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
1	総合体育館	管理人 (施設長)		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
2	"	管理人		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
3	"	管理人		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
4	B&G海洋センター	管理人 (事務担当)		●	●	●	●	●	●	●	●	●					
5	"	管理人 (事務兼監視担当)		●	●	●	●	●	●	●	●	●					
6	"	管理人 (監視担当)						●	●	●	●	●	●	●	●	●	
7	"	管理人 (監視担当)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
8	"	管理人 (監視担当)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
9	"	管理人 (監視担当)											●	●	●	●	
10	総合体育館他	管理人 (屋外施設管理担当)		●	●	●	●	●	●	●	●	●					
11	"	管理人 (屋外施設管理担当)		●	●	●	●	●	●	●	●	●					
12	"	管理人 (屋外施設管理担当)		●	●	●	●	●	●	●	●	●					
13	総合体育館	管理人 (委託)		△	△	△	△	△	△	△	△	△					
14	"	管理人 (委託)		△	△	△	△	△	△	△	△	△					
15	"	管理人 (委託)											△	△	△	△	△
16	"	管理人 (委託)											△	△	△	△	△
17	ヘルシーパーク	管理人 (委託)		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲					

※No.13、14は休日のみ

(3) 1週間あたりの配置予定

No.	施設	職種	月		火		水		木		金		土		日	
1	総合体育館	管理人 (施設長)	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
2	"	管理人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
3	"	管理人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
4	B&G海洋センター	管理人 (事務担当)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
5	"	管理人 (事務兼監視担当)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
6	"	管理人 (監視担当)	●	●			●	●	●	●			●	●	●	●
7	"	管理人 (監視担当)			●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
8	"	管理人 (監視担当)	●	●			●	●			●	●	●	●	●	●
9	"	管理人 (監視担当)	●	●			●	●			●	●	●	●		
10	総合体育館他	管理人 (屋外施設管理担当)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
11	"	管理人 (屋外施設管理担当)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
12	"	管理人 (屋外施設管理担当)	●	●			●	●			●	●				
13	総合体育館	管理人 (委託)			△			△			△		△		△	
14	"	管理人 (委託)			△			△			△		△		△	
15	"	管理人 (委託)						△					△			△
16	"	管理人 (委託)						△					△			△
17	ヘルシーパーク	管理人 (委託)	▲	▲		▲	▲		▲	▲		▲	▲		▲	▲

別表４－２ 委託料内訳（税抜き）

施設名	委託名	金額（年間）	備考
湯沢市総合体育館	自家用電気工作物保安管理業務	186,000	
	警備業務	336,000	
	エレベーター遠隔メンテナンス業務	648,000	
	清掃業務	1,687,404	
	自動扉保守管理業務	294,000	
	環境衛生管理業務	359,000	
	消防用設備等保守点検及び防火対象物点検業務	215,000	
	休日・夜間管理業務	5,484,064	
	立木等伐採除去業務	360,000	
	特殊建築物定期調査業務	320,000	
	水質検査	20,000	
	貯水槽清掃及び検査業務	132,000	
	地下タンク漏洩検査及び清掃業務	137,500	
	暖房機器清掃整備業務	270,000	
健康ドーム	除排雪雪下ろし業務	120,000	
B&G 海洋センター	上屋シート取付・取外業務	850,000	
	給水・給湯保守点検業務	71,000	
	プール循環浄化装置保守点検業務	90,000	
ヘルシーパーク	管理業務	1,701,632	
	遊具保守点検業務	170,856	
松ノ木河川敷運動広場	仮設トイレ清掃業務	107,232	
	野球場内野整備業務	470,000	
施設管理	一般物廃棄処理業務	517,660	
合 計		14,619,348	

別表４－３ 事業費算定にあたり参考とした内訳

事業名	回数	報償費	需用費		役務費		合計
			消耗品費	印刷製本費	保険料	手数料	
ニュースポーツ教室	16	160,000	20,000	－	6,000	－	186,000
アクアズンバ教室	5	50,000	5,000	－	10,000	－	65,000
水中ウォーキング	5	50,000	5,000	－	10,000	－	65,000
生きがい健康教室	10	100,000	10,000	－	10,000	－	120,000
YUZAWA スポーツラボ	10	100,000	10,000	－	10,000	－	120,000
カンガルースクール	14	140,000	50,000	10,000	4,000	4,000	208,000
合 計		600,000	100,000	10,000	50,000	4,000	764,000

これまでの実施状況

- ・市が事業実施に係る企画立案、運営を行う。
- ・講師は健康運動指導士など外部人材へ依頼。
- ・事業の周知方法については、広報ゆざわ・市ホームページに掲載。また、周知チラシを作成し、総合体育館等会場施設に設置する他、参加対象者が集まるような場所へ設置。（例：カンガルースクール → 小児科など）

湯沢市総合体育館等スポーツ施設指定管理者募集要項

令和 7 年 9 月

湯沢市教育委員会事務局教育部生涯学習課スポーツ振興班

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町 1 番 1 号

TEL 0183-55-8286 FAX 0183-72-8515

e-mail k-sports@city.yuzawa.lg.jp